

事務事業名	後期高齢者医療保険料賦課事務				担当	市民生活部 国保年金課 保険税係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	7	地域医療体制の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例					☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）			
予算科目	3.後期高齢者医療特別会計	1.総務費	2徴収費	1徴収費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した方も含む）が加入する独立した医療保険制度である。 高齢者医療確保法に基づき都道府県を単位とし、構成市町による後期高齢者医療広域連合が設立された。 制度の運営や保険料の賦課は広域連合が行い、納付書の発送などの窓口業務を関係市町で行なっている。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 7月に普通徴収対象者に保険料額通知書、納付書を発送。 8月に特別徴収対象者に保険料額通知書を発送。 年度途中の異動者への変更通知書、納付書を送付。 特別徴収非該当者を普通徴収に賦課替え。 30年度計画 29年度に同じ。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 保険料賦課件数（7月の本算定時の件数）	件	8,710	8,824	8,949	8,949	9,125
	イ 年度途中の異動件数	件	1,050	1,112	1,178	1,308	1,370
	ウ						
	エ						
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 75歳以上の方（一定の障害があり認定を受けた65歳以上の方を含む）	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 被保険者数(4月1日現在)	人	8,715	8,804	8,914	9,099	9,253
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 後期高齢者医療保険制度運営のため、適正な賦課をする。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 適正に賦課された件数（7月の本算定時の件数）	件	8,710	8,824	8,949	9,125	9,260
	イ 適正に賦課された割合	%	100	100	100	100	100
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 安定した医療給付を行うための財源の確保を図る。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 後期高齢者医療保険料の収納率(現年度 4月30日現在)	%	99.4	99.5	99.6	99.4	99.7
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	2,488	2,493	2,591	2,570	2,600
			一般財源	千円	0	0	0	0	0
			事業費計 (A)	千円	2,488	2,493	2,591	2,570	2,600
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	
		人件費計 (B)	千円	11,270	11,187	11,089	11,081	11,081	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	13,758	13,680	13,680	13,651	13,681	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	高齢者医療制度の安定確保を目的に、従来からの老人保健制度が廃止され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度がスタートした。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	現行の後期高齢者医療制度を廃止して新たな制度に移行するため、「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月成立）に基づき、「社会保障制度改革国民会議」において制度の改革、廃止等について検討が行われたが、平成25年8月に、後期高齢者医療制度は現在では十分定着しており、現行制度を基本とするとの報告がなされた。 平成29年度からは、保険料軽減の特例措置が段階的に廃止されたため、保険料の増額する層が増える見通しである。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	被保険者から制度の仕組みや保険料の納付方法についての問い合わせがあった。	